

大飯原発3・4号の破碎帯、活断層3連動に関する
福井県と福井県原子力安全専門委員会への質問・要望書

- ◆ F-6 破碎帯が活断層である可能性について、十分な調査を行ってください。
- ◆ 活断層の3連動の評価について、「念のため」ではなく、実際に連動した場合の影響について、詳細な調査をおこなってください。
- ◆ これらの調査・評価が完了するまでは、大飯原発3・4号の再稼働を行わないでください

福井県知事 西川 一誠 様

福井県原子力安全専門委員 各位様

5月8日の原子力安全専門委員会では、活断層の3連動評価と、破碎帯について、議論となりました。活断層の問題は安全性にとってきわめて重要な問題です。また、敦賀原発では、これまで動くことのない破碎帯とみられていたものを活断層と評価し直すなど、原子炉建屋を破壊しかねない破碎帯問題もまた、地震動評価とともに、安全性にとって大きな問題です。

政府が大飯3・4号の再稼働に突き進むなか、福井県と貴委員会が、安全性について慎重な審議と判断をなされるよう、全国が注視しています。

下記の質問と要望に答えてください。

1. F-6 破碎帯の評価について－活断層と評価しないのはなぜですか

(1) 大飯原発近傍の破碎帶の中で、最も長いF-6 破碎帯について特別に検討がなされています。貴委員会に示された図1で、F-6 破碎帯でのトレンチ調査結果が示されています。しかしトレンチ調査結果の図は南側 (N 18° E) のものだけしか掲載されていません。

しかし、大飯原発3・4号の設置申請書では、このトレンチ調査について北側 (N 5° W) の図も示されています(図2)。これをみれば、F-6 破碎帯の位置で大きな段差がみられます。同時に、F-6 破碎帯には粘土状の土(シルト)が付着しています。

さらに、設置申請書では、F-6 破碎帯について、「破碎帶は、幅0.5 cmの粘土の付着した破碎面と鏡肌を有する小岩片からなる」(設置申請書6-3-61頁)とも記載されています。

(図1：2012年5月8日福井県原子力安全専門委員会 資料1-2、53頁

図2：大飯原発3・4号設置申請書6-3-189、6-3-190頁)

- ① 設置申請書の資料を詳細に検討すべきではないでしょうか。
- ② このように破碎部が固結せず粘土状の土であることは、この破碎帯が活断層である可能性を示唆しているのではないでしょうか。
- ③ 敦賀原発で実施したように、破碎帯の詳細な調査を行うべきではないですか。
- ④ F-6 破碎帯を活断層と評価しないのですか。

ご承知のように、敦賀原発では破碎帯を詳細に調査し、活断層であることが認められました。その場合に、破碎帯が固結しておらず、粘土状であったことが大きな判断理由となりました。

(2) このようにF-6破碎帯が活断層である場合、

- ① F o-BとF o-A断層が動くことによって、F-6破碎帯がそれに連動して動くという可能性はないのでしょうか。
- ② F-6破碎帯が動く場合は、原子炉直下にある他の破碎帯も動く可能性があり、活断層のずれによる被害が想定されるため、慎重に評価するべきではないでしょうか。

2. 活断層の3連動評価は、「念のため」なのでしょうか。実際に連動している可能性はないのでしょうか。

5月8日の貴委員会で原子力安全・保安院は、F o-B、F o-Aと熊川断層の3連動問題について、関西電力の従来の主張通り、3連動については否定し、しかしながら「念のため」に3連動を考慮すると説明しました。

しかし、関西電力の資料によれば、3連動を否定できない可能性があります。以下の疑問に答えてください。

(1) 図3にある、熊川断層の北西延長位置にあるJ NO-3の調査結果では、R層上面部で大きな段差がみられます。これを活断層として評価しないのはなぜですか。

(図3：2010年4月8日原子力安全委員会資料)

(2) 図4にある、リニアメント調査では、F o-20をリニアメントと評価しています。これはF o-B断層から5km以内に位置し、「5kmルール」を適応すれば、F o-B断層とつながることになります。このF o-20を活断層と評価しないのはなぜですか。明確な理由が示されているのでしょうか。音波探査結果だけから、評価可能なのでしょうか。

(図4：2010年3月8日WG2 資料4)

(3) 海側のF o-BとF o-A断層に加えて、上記のF o-20とJ NO-3、そして熊川断層が連動していると評価できない明確な理由はあるのでしょうか。

要　望　事　項

1. 上記の質問に、答えてください。

2. F-6破碎帯が活断層である可能性について、十分な調査を行ってください。

3. F o-B、F o-A、熊川断層の3連動の評価について、「念のため」ではなく、実際に連動している可能性について、詳細な調査をおこなってください。

4. これらの調査・評価が完了するまでは、大飯原発3・4号の再稼働を行わないでください。

2012年6月1日

グリーン・アクション 代表：アイリーン・美緒子・スミス

京都市左京区田中関田町 22-75-103 TEL 075-701-7223 FAX 075-702-1952

美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会 代表：小山英之

大阪市北区西天満 4-3-3 星光ビル 3 階 TEL 06-6367-6580 FAX 06-6367-6581

図 1

3, 4号申請当時の評価

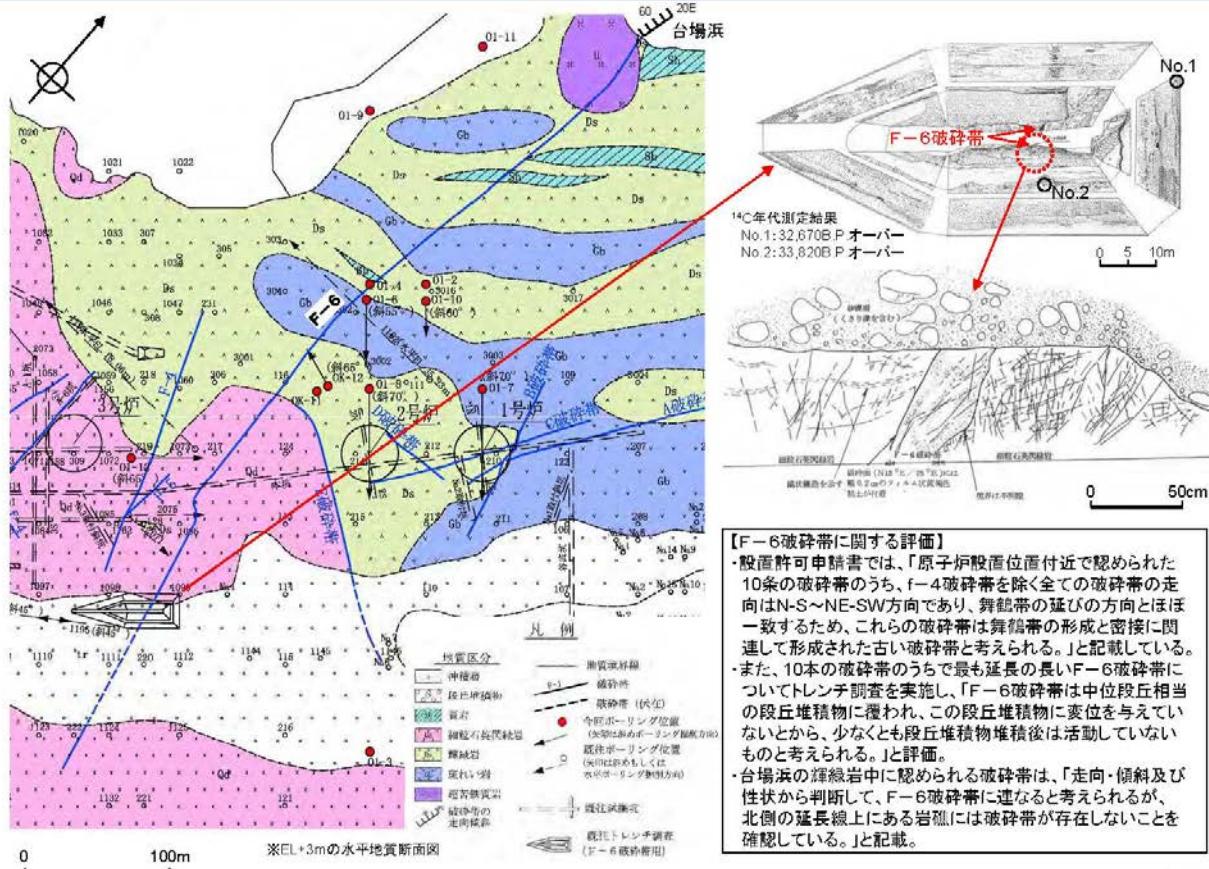
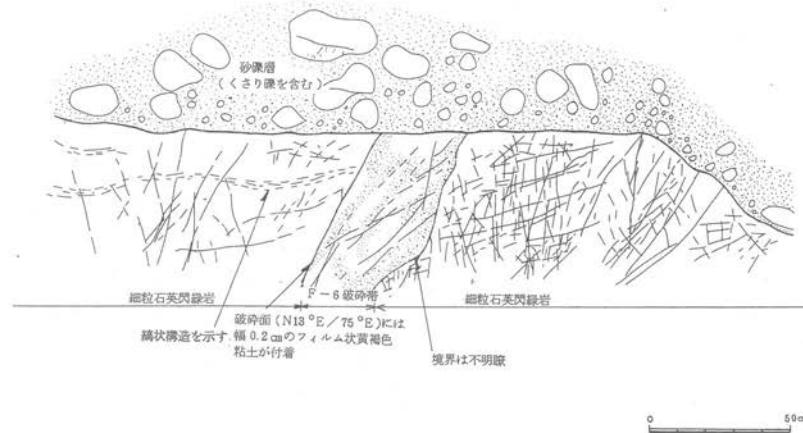


図2

6-3-189

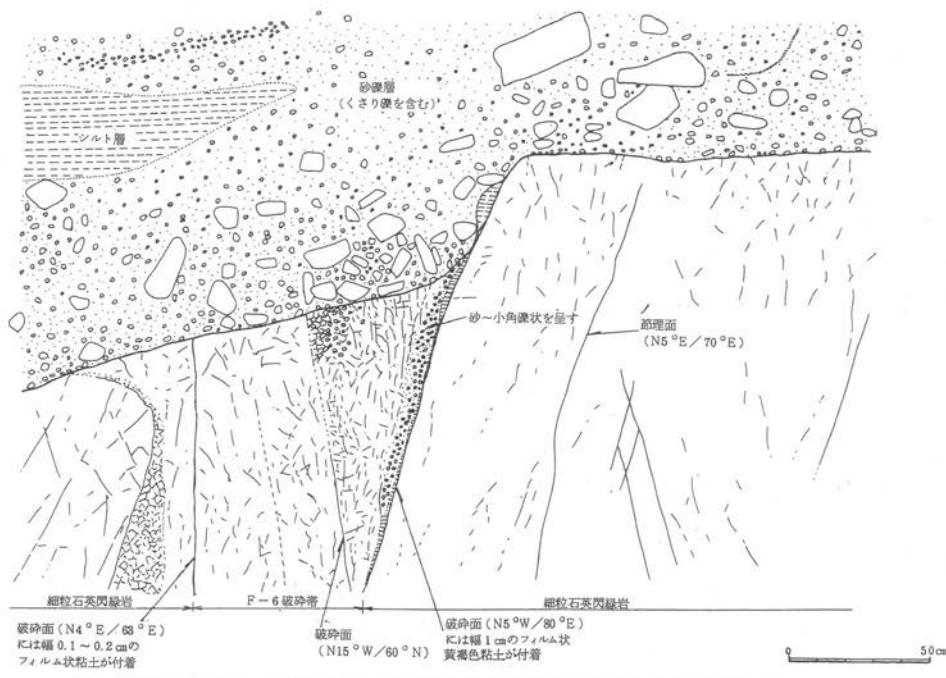
(関連頁6-3-62)



第3.4.24図 トレンチ地質展開図(その2)(南東側側壁基底部スケッチ)

6-3-190

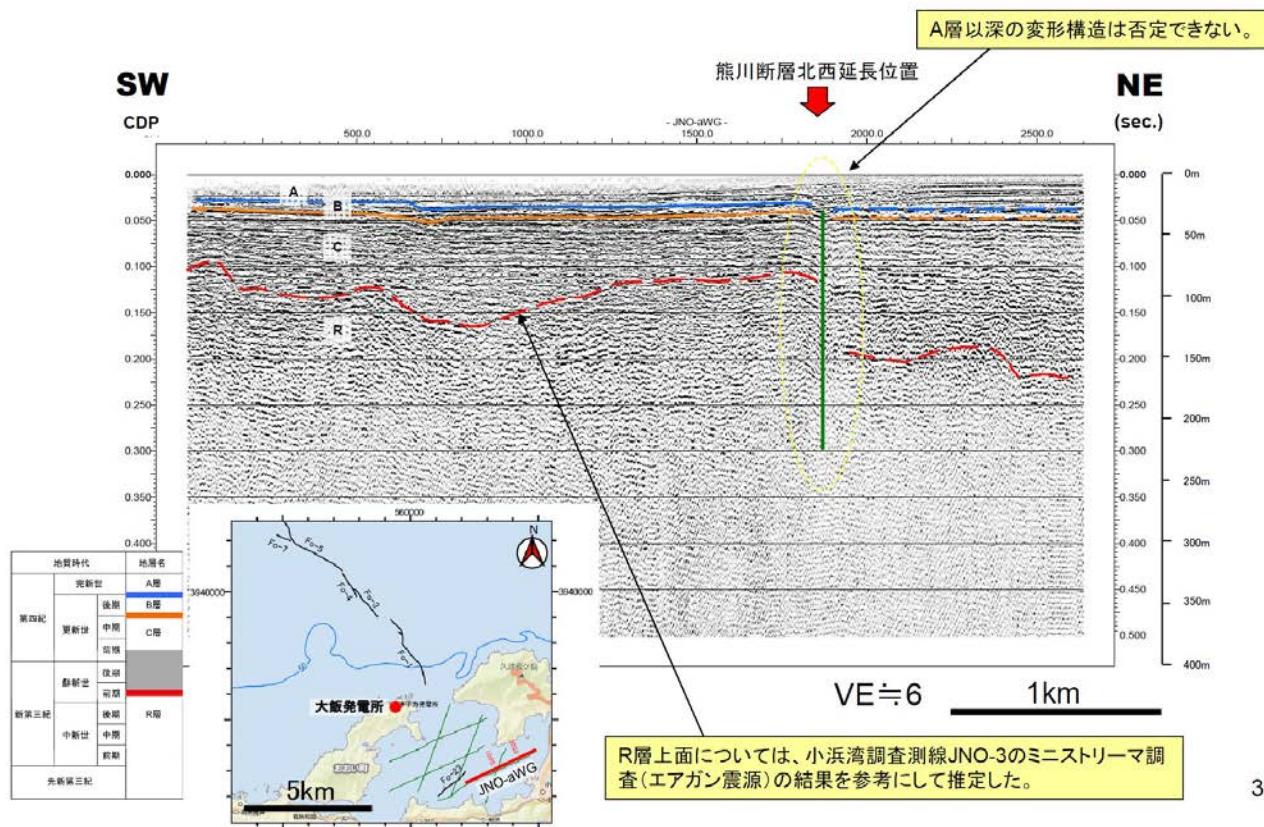
(関連頁6-3-62)



第3.4.24図 トレンチ地質展開図(その3)(北西側側壁基底部スケッチ)

図3

JNO-aWG



31

図 4

